
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

- 1 軽自動車税
 - (1) 車種別課税台数及び調定額・・・・・・・・・・ 21
- 2 市たばこ税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22
- 3 入湯税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		28 年 度			29 年 度			30 年 度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	19,588	39,174	191.9	18,872	37,739	96.3	17,981	35,955	95.3		
	90cc以下	812	1,623	153.0	767	1,534	94.5	715	1,430	93.2		
	125cc以下	5,749	13,798	158.0	6,009	14,422	104.5	6,252	15,003	104.0		
	ミニカー	94	348	152.6	106	392	112.6	97	359	91.6		
	小 計	26,243	54,943	180.5	25,754	54,087	98.4	25,045	52,747	97.5		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	3,170	11,412	144.8	3,186	11,469	100.5	3,221	11,596	101.1		
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
	四輪のもの	乗用	営業用	11	61	92.4	10	58	95.1	13	81	139.7
			自家用	20,346	166,016	117.0	20,650	176,435	106.3	21,021	187,368	106.2
		貨物	営業用	559	1,797	114.3	608	2,019	112.4	631	2,147	106.3
			自家用	6,485	29,555	112.0	6,363	29,640	100.3	6,249	29,534	99.6
	農 耕 用	37	89	164.8	40	96	107.9	40	96	100.0		
	特殊作業用	89	525	122.7	86	507	96.6	85	502	99.0		
	小 計	30,697	209,455	117.5	30,943	220,224	105.1	31,260	231,324	105.0		
二輪の小型自動車	2,579	15,474	153.2	2,626	15,756	101.8	2,628	15,768	100.1			
合 計	59,519	279,872	127.9	59,323	290,067	103.6	58,933	299,839	103.4			

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度
消費本数 (千本)	旧3級品 15,964	旧3級品 12,990	旧3級品 10,090
	旧3級品以外 297,984	旧3級品以外 279,237	旧3級品以外 264,438
税率	旧3級品 1,000本につき2,925円	旧3級品 1,000本につき3,355円	旧3級品 1,000本につき4,000円
	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円 (H30.10.1以降) 1,000本につき5,692円
調定額 (千円)	1,613,972	1,512,337	1,478,264
前年度比 (%)	96.3	93.7	97.7

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	28年度	29年度	30年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
	宿泊しない者 296,743	274,930	200,836
調定額	22,255,725	20,619,750	15,062,700

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円